

3月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

HPを見る
記事ID 9774

介護保険制度の改正に伴い、要支援認定を受けた人が利用するサービスのうち、訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)が、平成29年3月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)のサービスに変わります。また、要支援認定を受けていない65歳以上の人でも、身体状況によっては、総合事業のサービスを利用できるようになります。



事業の内容



~2月28日まで

介護給付(要介護1~5)

予防給付(要支援1・2)

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリテーションなど

訪問介護、通所介護

介護予防事業
ワンコインサービス等

3月1日~

介護給付(要介護1~5)

予防給付(要支援1・2)

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリテーションなど

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型サービス、通所型サービス)
一般介護予防事業

変更なし

総合事業とは

介護予防・生活支援サービス事業

■ 訪問型サービス(ホームヘルプ)

ヘルパーなどが訪問して調理や掃除などを利用者とともにやり、利用者自身が日常生活を送るうえでできることを増やせるように支援します。

※このサービス以外の介護保険サービスを利用したい人は、要介護・要支援認定が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

■ 一般介護予防事業

市民や事業者などのみなさんの力を活かした、地域での健康づくりや支え合い活動を推進します。一人ひとりに役割と居場所があり、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができる仕組みを作っていきます。

詳しくは広報1月号(折込チラシ)や市HPをご覧ください。

■ 通所型サービス(デイサービス)

デイサービス事業所で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなどのサービスが、日帰りで受けられます。

■ どこでもいきいき運動教室

みなさんが集まる場所に、運動講師を無料で派遣し、みんなで健康づくりに取り組むことの楽しさや大切さを、実践を通して伝えていきます。

■ いきいきライフパーティー

健康づくりに関心のあるみなさんが集まり、楽しい運動や、仲間づくりを行います。

■ いきいきライフ勉強会

地域のみなさんで健康づくりを進めていくために、どのようにプログラム等を組み立てていったら良いかを学ぶ勉強会です。